

普通預金に関する無利息特約

この特約を申し込む普通預金口座（「特約対象口座」といいます。）については、当金庫所定の手続完了後は預金利息を無利息とし、決済用普通預金として取扱います。

決済用普通預金については、預金共通規定、普通預金規定、総合口座取引規定、および別途申し込まれた各サービスに関する規定に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、これらの規定および特約における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1. 【決済用普通預金】

- (1) 当金庫の決済用普通預金（無利息型）、決済用総合口座（普通預金無利息型）の普通預金は、預金保険制度による全額保護の対象となります。

ただし、決済用総合口座の担保定期預金は決済用預金ではありませんので、全額保護の対象にはなりません。

2. 【利息に関する取扱い】

- (1) 決済用普通預金（総合口座含む）には、利息が付きません。
- (2) ご利用中の普通預金（または総合口座）を決済用普通預金の取扱いに変更した場合の利息については、変更日前日までの未払利息を確定し、当金庫所定の日に普通預金に組入れます。

3. 【決済用普通預金から一般普通預金への変更】

- (1) 決済用普通預金は、一般の普通預金へ変更することは出来ません。

同様に、一般の普通預金を決済用普通預金に変更した後、再度一般の普通預金に戻すことも出来ません。

4. 【手数料等の取扱い】

決済用普通預金（総合口座含む）の利用にあたっては当金庫所定の依頼書の取扱いにかかる印紙代金をいただきます。また、その他手数料の取扱いについては普通預金規定に準ずることとします。

5. 【この特約の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。